

2026年1月30日
株式会社三菱UFJ銀行

野村不動産ホールディングス株式会社と「ネイチャー/グリーンファイナンス」を成約

株式会社三菱UFJ銀行（取締役頭取執行役員 半沢 淳一、以下「当行」）は、本日、野村不動産ホールディングス株式会社(代表取締役社長：新井 聰、以下「野村不動産HD」)との間で、ネイチャー/グリーンファイナンス（以下「本ローン」）に関するローン融資契約を締結いたしました。

ネイチャーファイナンスとは、「Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide」（※1）に準拠し、自然および生物多様性の保護・回復に資する事業の資金に充当される債権・ローンです。

グリーンファイナンスとは、「グリーンボンド・ローン原則」（※2）に準拠し、環境問題の解決・緩和に資する事業の資金に充当される債権・ローンです。

野村不動産HDは、国際資本市場協会（ICMA）の定めるグリーンボンド原則（GBP）2025、ソーシャルボンド原則（SBP）2025、サステナビリティボンド・ガイドライン（SBG）2021、Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide、国際ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋ローン市場協会（APLMA）、ローンシンジケーション&トレーディング協会（LSTA）が定めるグリーンローン原則（GLP）2025、ソーシャルローン原則（SLP）2025、環境省が定めるグリーンボンドガイドライン（2024年版）、グリーンローンガイドライン（2024年版）及び金融庁が定めるソーシャルボンドガイドライン（2021年版）に基づき、2026年1月に「野村不動産グループ・サステナビリティファイナンス・フレームワーク」を策定し、第三者機関である株式会社株式会社日本格付研究所からセカンドオピニオンを取得しています。本ローンは、フレームワークに基づくネイチャー/グリーンファイナンスです。

野村不動産グループは、「野村不動産グループ生物多様性方針」に基づき、ネイチャーポジティブの実現に向けた具体的な生物多様性保全の取り組みとして「Link NATURE Action」を策定しています。本取り組みに基づき、生物多様性に配慮した緑地空間の整備・維持管理や、省エネルギー性能の高い住宅の普及を推進し、環境負荷の低減と持続可能な都市づくりに取り組んでいます。

また、奥多摩町「つなぐ森」プロジェクトでは、「健全な生態系ピラミッドの維持」「重要種の保全」「林業と生物多様性の共生」「生態系サービスの活用」などを目指しています。東京の自然と都市を舞台に、循環型の森づくりや生物多様性の保全、未来を担う人材育成を通じて、持続可能な社会の実現を目指しています。

これらの取り組みは、国際的なグリーンローン原則やサステナビリティ基準に則り、脱炭素社会の実現、生態系の保護、地域の環境価値向上に貢献するものです。今後もサステナビリティ経営を

通して、社会課題の解決を伴う企業価値の向上に取り組んでまいります。

当行は、野村不動産HDの自然および生物多様性の保護・回復や環境負荷低減に向けた取り組みをファイナンス面から支援すべく、野村不動産HDが本フレームワークに基づき実施する適格ネイチャー/グリーンプロジェクトのうち、適格クライテリアを満たす「森の保全費用」等に関する支出・投資を資金使途として、本ローンを組成しました。

【本ローンの概要】

借入人	: 野村不動産ホールディングス株式会社
契約金額	: 35億円
契約締結日・実行日	: 2026年1月30日
期間	: 6年
資金使途	: 「森の保全費用（奥多摩町「つなぐ森」）」、 「赤羽二丁目Ⅱ計画（BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）平成 28年度基準：3つ星以上）」に関する支出・投資

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、「MUFG Way」の中で「世界が進むチカラになる。」を存在意義（パーカス）と定め、持続可能な環境・社会の実現に向けて、お客さまをはじめとする全てのステークホルダーの課題解決のための取り組みを進めています。引き続き、お客さまのESGの取り組みを支援し持続的な成長を後押しすることで、環境・社会課題の解決に貢献してまいります。

(※1) Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide : 2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2030年までに自然の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」を目指し、昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）が採択され、ネイチャーボンドガイドは、その目標達成に向け、自然および生物多様性の保護・回復を目的とした資金調達を促進するための実務者ガイドとして、2025年6月27日にICMAから発表。

(※2) グリーンボンド・ローン原則

「グリーンボンド原則」は、ICMAにおける総原則のガバナンス体制の下で公開されており、総原則は、グローバルな債券市場が環境的及び社会的な持続可能性に向けた進展への資金調達において果たすことのできる役割を促進するという使命とビジョンを有した、自主的な枠組み。「グリーンローン原則」は、Loan Market Associationとアジア太平洋地域業界団体Asia Pacific Loan Market Associationが2018年3月に策定した環境分野に使途を限定する融資の国際ガイドライン。2018年12月にはThe Loan Syndications and Trading Associationも参画。

以上